光美顔術の講義、真剣な実習

P-NAINによる美顔の基礎から実践まで

PCA光美容勉強会を開催

PCA（光美容研究会・会長高橋知之）は8月25日が大阪青木医院、8月30日、9月3日が東京渋谷高橋医院において光美容勉強会を開催した。今回のテーマは「光美顔術～基礎から実践まで」。講師は渋谷高橋医院院長高橋知之医師、渋谷高橋医院スキンケア外来担当高橋貴志医師。光美容研究会喜田泰子さん。会員非会員サロンから各定員15人が訪れて熱心に学んだ。

■美顔の講義と実習

勉強会は講義Ⅰが基礎と原理として「皮膚の構造」「シミ、ホクロ、肝斑の解剖」「シミの予防、スキンケア」「シミに対する治療の種類」「ニキビに対する治療の種類」。講義Ⅱが臨床各論として「P-Facial（いわゆるフォトフェイシャル）」「P-Reborn（フォトリボーン）」「ホクロ、花弁状色素斑、血管腫のトリートメント」を学んだ。

午後の部はP-NAINを用いた実技指導。受講者はすでにP-NAINをつかって脱毛施術をおこなっている人が大半。光美顔は脱毛以上に注意を要する技術であるため各自真剣な態度で実習が続いた。

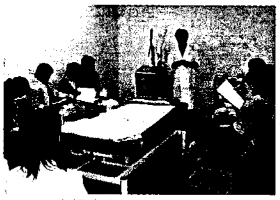
高橋貴志医師による実習

■P-NAINによる光美顔

P-NAINシステムは、永久脱毛を目的とした長パルス幅の赤外線波の発光以外にフェイシャルモードでは長波長域可視光線を発光する。最新技術の皮膚接触式冷却装置を搭載している以外にも多くの利点を持っている。タッチスクリーンを用いたコンピューター制御、ランプの出力低減を自動補正するキャリブレーター、ユーザーにやさしい設計により安全で簡単に処置をおこなうことができる。

P-NAINシステムの脱毛モードでは700nmよりも長い波長の強力なフラッシュランプの光線が真皮の深部まで到達し、そこで毛のメラニンに選択的に吸収され、毛幹と毛包を急速に加熱し、毛包を不能にする。

鈴木直枝さんは山梨のサロンから参加

P-NAINシステムのフェイシャルモードでは560nmよりも長い波長の強力なフラッシュランプの光線が表皮層のメラニンおよび真皮層の毛細血管内にある酸化ヘモグロビンに選択的に吸収され、熱分解する。またフェイシャルモードでは640nmの外付けフィルターを使用することにより肝斑などに悪影響をおよぼすことなく施術できる。

冷却ハンドピースチップは、ジェルを介して皮膚を冷却することにより、許容されるエネルギー密度を増し、メラニンを多く含む上皮の温度上昇を軽減する。

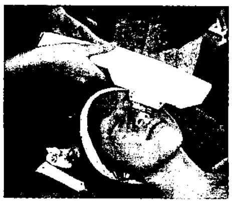
曲線部位は浮きができないように強く押し付ける

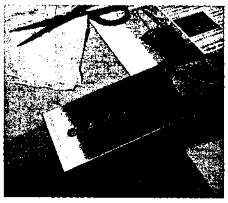
ほくろを照射するときはスキンプロテクターをつかう

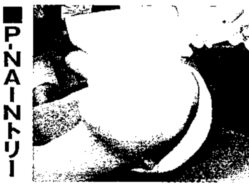

■P-NAINトリートメントでできること

P-NAINの美顔モードにはP-フェイシャルとP-リボーンがある。

P-フェイシャルは、これまでの美顔レーザー治療法とはまったくちがい、IPLを顔全体に照射することで顔中のさまざまな光老化の悩みを一挙に改善する。キメが整い、顔全体を明るくし、素肌の若返りをおこなうことができる。赤ら顔、ニキビ、ニキビ跡、シミ、こじわ、そばかす、肝斑（肝斑用サファイアチップ装着時）などに用いる。またスキンプロテクターを使用することにより、ほぼ無痛でホクロや小血管腫の処理も可能である。

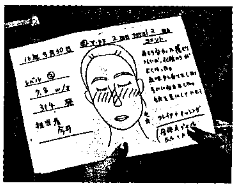

一方、P-リボーンはIPLを無害な酸化チタンに向けて照射し、370～1000nmをピークとするさまざまな波長の2次光（プラズマ光）を出すことによりトリートメントをおこなう光美顔術であり、副作用ゼロで、赤ら顔、ニキビ、ニキビ跡、美白、こじわ、毛穴の開きや黒ずみなどのトリートメントがおこなえる。

P-リボーンで使用するプラズマジックジェルには黒色炭素が含有されていので照射部位の光ピーリングも同時におこなえる。

■P-NAINトリートメントの禁忌

①光線過敏反応を引き起こす可能性のある薬剤を内服している人
②日焼けをしている人
③刺青、アートメイクの上への照射
④照射部位に病変（切り傷、強い炎症）がある人

■禁忌ではないが、慎重な判断を要するもの

①妊娠中の人
②ケロイド既往のある人
③悪性疾患が疑われる病変
④てんかん発作の既往がある
⑤糖尿病／アルコール中毒／抗凝固療法を受けている、基礎疾患のある人

肝斑をも施術できる機械でなければ光美顔のビジネス化は困難

エステティックサロンで光美顔をおこなう際の注意点

渋谷高橋医院院長 高橋知之

フォトフェイシャルに代表される光美顔の原理は脱毛と同じくシミの原因であるメラニンを加熱変性させることによります。

脱毛では皮膚の深いところにある毛根内の大量のメラニンがターゲットですが、光美顔では皮膚表面に浅く拡がるメラニンがターゲットとなります。

同じメラニンでも存在場所と量が異なりますので光線の条件も違えなければなりません。脱毛では波長の長い光線（赤色）を用いるのですが美顔では短い光線黄色）が適しています。

よく冷えた透明ジェルを肌に塗ったうえで、黄色い光線を短い間隔を置いて2連発するというのが原則です。2発に分けて照射することによって皮膚温の急上昇を防ぐわけです。光美顔での出力エネルギーは脱毛に比較すると相当に低いですが、黄色い光線は赤い光線よりもヤケドしやすいので皮膚冷却と2発に分けることはとても大切です。

●サロンにとっての肝斑問題

光美顔で対象となるシミには幾つかの種類があります。そばかす、年齢的なもの、繰り返された日焼けによるもの、肝斑というホルモンバランスに関係するシミなどです。肝斑とは成人女性の顔面、とくに額部眉毛直上、頬部に左右対称性に好発する比較的限局性のシミですが肝臓疾患とは無関係です。

光美顔で問題となるのは肝斑です。一般にIPLは肝斑を悪化させてしまうことが多いのです。皮膚冷却と2連発を守って施術すればヤケドは回避できますが肝斑は回避できません。シミで悩まれている女性の半数近くは肝斑がありますので、光美顔をおこなう際に避けて通れない関門と言えます。

エステティックサロンで光美顔をおこなうのであれば選択肢は二つでしょう。肝斑であるかどうかを確実に判断できる能力を養うか、あるいは肝斑をも施術できる機械システムを用いるかです。

典型的な肝斑は両頬に左右対称に現われますので診断はさほど難しくありませんが、潜在的な肝斑は診断が難しく施術後に黒くなってはじめて肝斑だったとわかるような場合もありますので、エステティシャンに肝斑かどうかの判断を求めるというのは無理でしょうし、できるようになったとしてもお客様の半数をお断りすることになりますので現実的ではありません。

従って肝斑をも施術できる機械システムに解決を求めるしかないわけです。幸い、解決法は見つかっております。黄色い光は肝斑を悪化させますがオレンジ色の光線だとそのようなことがないということがわかっているのです。簡単にいうとオレンジ色の光線を短い間隔を置いて2連発すれば肝斑が隠れていても安全に施術できるということです。

●赤ら顔やニキビの対処法

では、すべての施術をオレンジ色の光線でおこなえばよいかといえばそうではありません。光美顔はシミだけでなく赤ら顔やニキビも対象にしています。赤ら顔やニキビのトリートメントでのターゲットはメラニンではなく毛細血管内の赤血球に含まれるヘモグロビンなのでオレンジ色は効かないのです。ヘモグロビンに効くのは黄色い光線ですから、エステサロンで光美顔をおこなうのであればエステティシャンには黄色とオレンジ色の光線を使い分ける知識と技術が必要になります。

一種類の光線で赤顔とシミと脱毛ができるということは理論上不可能です。理論的に間違った施術をおこなってお客様の顔にトラブルを起すことだけは避けていただきたいとおもいます。

光美容機からヤケドを追放!
常に最高出力でOK!
version 1.1
クールチップシステム
世界一のレーザー脱毛施術数を誇る
渋谷高橋医院院長・高橋知之医師が考案した
ヤケド根絶マシンです。
万一、ヤケドが生じた場合には
治療費は発売元が負担いたします!!!!
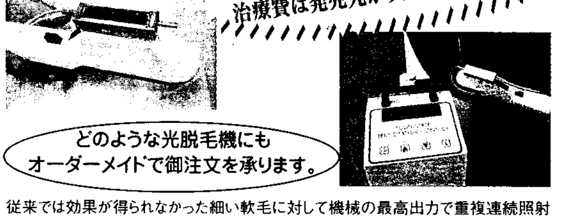
どのような光脱毛機にも
オーダーメイドで御注文を承ります。
従来では効果が得られなかった細い軟毛に対して機械の最高出力で重複連続照射5連発で効果を出すなど、クールチップを装着すれば不可能が可能になります。

むなしい役務から開放!
本当に脱毛が終了する喜びをあなたに!
P-NAINシステム

ヤケドなしだからできる!
45ジュールの高出力で細毛でも終了!
脱毛、美顔がワンタッチ切り替え!
本機のプログラムは高橋知之医師（渋谷高橋医院院長）が作成しました。
●世界一のレーザー脱毛施術数を誇る渋谷高橋医院院長・高橋知之医師がプログラムしたシステム
●驚異的な効果と高い安全性
世界初! ジュール数、パルス幅、持続時間を自由に設定できる最強のハイパワーマシン。
強力な直接皮膚接触冷却装置を内臓、組み込まれたサファイアチップとのダブルアクションで効果は従来機の4～5倍、痛みは10分の1以下、安全性は10倍以上に向上。
●8mm×34mmワイドなスポット○チャージタイムも2秒○大容量パワフルチャージャー
●脱毛、美顔ディスプレイ上でワンタッチ切り替え
●5万発保証○最後まで設定どおりの出力○キャリブレーションプログラムでランプ出力をオートマティック補正
●ハンドピースポートはワンタッチ着脱
故障時はパーツボックスを差し替えるだけらくらくイージーメンテナンス
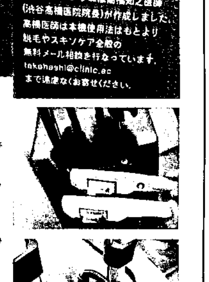

発売元：JPSメディカル株式会社 問い合せ：エステBizコールデスク Tel:03-3660-4367

NEWS

国民生活センター

「まつ毛パーマ」による危害増加！被害防止に関係機関へ要望

国民生活センターは9月3日、「まつ毛パーマ」により、目に炎症やまぶたにかぶれが生じた等の危害情報が1999年度から増加し始め、2002年度にさらに増加していると発表した。なかには目の炎症により、治療に1カ月以上かかった例もみられた。同センターは、「まつ毛パーマ」による危害情報を分析し、実際に使用されている「まつ毛パーマ液」の成分等について調べ、まつ毛に使用されているパーマ液を中心に問題点をまとめ、被害の未然防止・拡大防止のために情報提供を行うとともに、関係機関へ要望を行うこととした。

危害は「エステティックサロン」に多く発生しており、危害を受けた人の年齢は20歳代の女性が多い。危害部位はまぶたへが約半数。目への危害は治療期間が他の部位に比べ長期に渡るケースが多くなっている。危害事例をみると「医薬部外品」である「頭髪用パーマ液」をまつ毛に使ったケースである。厚生労働省によると「頭髪用パーマ液」と同様の成分から成るものが「まつ毛パーマ液」として製造または輸入される場合は、「薬事法」上の規制対象となり、承認許可を必要とするものに該当する」との見解であったが、現在のところ「頭髪用パーマ液」以外に「まつ毛パーマ液」として承認されているものはない。

「頭髪用パーマ液」とほぼ同じ成分・品質のものをまつ毛に使用することは、安全上の観点から問題がある。また、「頭髪用パーマ液」をまつ毛に使うことは薬事法にもとづく承認内容を逸脱した目的外使用であり問題がある。さらに、テスト対象銘柄の表示内容からみると、施術者や使用者が「まつ毛パーマ液」についての知識や安全性の確認をするための情報を十分に取得することは難しい。

同センターが情報を提供するのは、経済産業省商務情報政策局サービス産業課、公正取引委員会事務総局取引部消費者取引課、内閣府国民生活局消費者調整課。要望をおこなうのは、厚生労働省健康局生活衛生課、厚生労働省医薬食品局審査管理課、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課、全日本美容業生活衛生同業組合連合会、日本エステティック連合。

東京都 商品等の安全問題に関する協議会

「サロンのレーザー脱毛機等の安全性」協議報告

東京都は8月11日、商品等の安全問題に関する協議会に委嘱していた「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛機の安全性」に関する協議報告を発表した。本報告をもとにサロンでのレーザー脱毛施術に伴う危害の未然防止を図るため事業者団体による安全性向上への自主的な取り組みを促進するよう求める。報告は、3月に発表した家庭用レーザー脱毛機に関する協議報告に続くもの。

サロンにおけるレーザー脱毛機等の安全性に関する提案

(1) レーザー脱毛機等の安全確保 □

ア 機器の安全性

(ア)レーザー脱毛機等(レーザー光線やフラッシュランプを利用した脱毛機)は、適正な使用方法において皮膚における熱傷等の障害や眼合併症等の危害を生じないものでなければならない。このためサロン用については、臨床試験など科学的検証結果を基に安全基準を明らかにしてこの基準を満たす機器であることを示し、医療用機器と識別できるようにすること。

(イ)レーザー脱毛機等には、誤った設定等により高出力のレーザー光線等が出ることのないような安全装置を備えること。

(ウ)レーザー脱毛機等は、レーザー光線等が正確に目標部位に照射されるような機能を持つこと。また、目標部位の特定にガイド光を用いる場合は、照射時と照射準備時(非照射時)の色を変えるなど、レーザー光線等の照射を容易に確認できるようにすること。

(エ)皮膚の熱傷発生を防止するため、レーザー脱毛機等本体に施術部分を冷却する機能を設けること、または、それに代わる施術上の対応措置を取ること。

(オ)ゴーグル等、身体の危害を防止するために必要なものについては、本体の付属品として備えるとともに、機器ごとにその仕様等を明らかにすること。

イ メンテナンス □

(ア)サロン事業者は、レーザー脱毛機等を使用する場合、専門知識を有する点検技術者による定期的な保守点検及び自主点検を実施すること。

(イ)製造者は機器の機能を維持し、安全を確保するのに必要な保守点検の内容および時期を明らかにすること。また、使用状況に応じた消耗品の交換、安定した機能確保のための点検・調整、劣化状況の判定等を目的に点検基準を作成するとともに、点検技術者を育成・確保すること。

(ウ)点検技術者は、保守点検の実施時に、目標への正確な照射機能を維持するために、機器の照射誤差を測定し、誤差範囲内であることを確認するとともに、誤差が大きい場合は必要な調整を行うこと。

(エ)点検技術者は、実施した保守点検の結果を書面に記録し、この点検記録は、点検技術者、サロン事業者の双方が保管すること。また、サロン事業者は、保守点検の結果、機器に異常等が発見された場合は速やかに修理するとともに、安全が確認されるまで当該機器を用いた施術を行わないこと。

(オ)点検技術者は、保守点検の結果、機器の性能が確保されていると判断する場合には、その旨及び有効期間を見やすい位置に表示すること。

(カ)サロン事業者は、施術開始前に機器の点検を行うとともに結果に基づく安全性確保措置を取ること。なお、必要な事項を記載した点検記録表を作成し、結果を記録し、保管すること。

(2) 施設面での安全確保

事業者団体は、施設面での安全性についての基準を検討し、以下の点を要点としたガイドラインを作成し、各事業者に遵守を働きかけること。□

ア 施術を行う場所(部屋)では、内装材や備品にレーザー光線等の反射がなく、レーザー光線等が誤って照射された場合でも燃焼しない材質のものを使用すること。また、レーザー光線等の反射や誤照射の危険を考慮して、部屋の構造や備品のレイアウトについて定めるとともに必要な空間を確保すること。

イ 明るい照明を確保し瞳孔径を絞ることにより目に対する安全性を高めるため、施術室の照明について基準を定めること。□

ウ 施術中に、外部からの立ち入りによる事故を防ぐため、レーザー光線等照射中は施術室の外部にその旨を知らせる表示を行うとともに、立ち入りを禁止する措置を取ること。

(3) 技術面での安全確保

ア 施術者の教育 □

(ア)事業者団体は、レーザー脱毛施術に関する統一的基準による教育制度を設けること。

(イ)施術者教育には、脱毛及びレーザーに関する知識等に加え、レーザー脱毛施術の実技訓練を盛込むこと。

イ 資格制度

(ア)業界統一基準に基づく試験等により資格を付与するなど資格制度を設け、施術者の知識・技能水準の確保を図ること。

(イ)資格者には、定期的に知識、技術のフォローアップ講習の受講を施術者に義務付けるなど、技術・知識の維持向上を図ること。

(4) 利用者への対応

ア 事前の説明及び調査 □

(ア)施術者は、レーザー脱毛施術を行うに当たり利用者に対し、施術内容及び施術の効果と限界、禁忌事項、施術に際し発生するリスクについて説明を行うこと。

(イ)施術者は、施術時に利用者がレーザー光線等の反射などの原因となる指輪、時計等を外すよう注意すること。

(ウ)施術者は、事故の発生防止のため、利用者に対し施術前に必要なヒアリング等の調査を行うこと。このとき、体質や健康、その他皮膚等の状況に疑問がある利用者には、施術の是非について医師の確認を取ること。

(エ)サロン事業者は、利用者毎に事前説明・調査の内容、施術の内容、経過や結果等を記録したカルテを整備し保管すること。

(オ)製造・輸入販売事業者及び事業者団体は、事前説明やヒアリング等に必要な事項を盛込んだ業界標準チェックシートや対応マニュアルを整備すること。

(カ)サロン事業者は、施設の見やすい場所に利用者向けの禁忌事項や施術前、施術中及び施術後の注意事項を表示すること。

イ 衛生管理 □

施術者は、施術時に機器が利用者の肌に接する部分について、利用者毎に消毒を行う等、施術時の衛生管理に注意する。また、サロン事業者は施設を衛生的に管理すること。

(5) 安全管理、苦情相談

ア 安全管理 □

(ア)施術者は、事故等が発生した場合、速やかにサロン事業者に報告すること。

(イ)サロン事業者は、施設の安全管理、施術者の教育を行う他、施術者等から事故の報告を受けたときは速やかに利用者が医療機関の診断を受けるよう手配するなど必要な措置を取るとともに、事故の原因を究明し改善策を講じ、その記録を残すこと。

イ 苦情相談窓口の設置

(ア)サロン事業者は、利用者からの苦情に対応するための窓口を設置し、誠実に対処するとともに記録を残すこと。

(イ)事業者団体は、サロンの施術により危害等を受け、当該サロンの対応に不満がある利用者に対応する窓口を設け、調停・救済に取り組むこと。

(6) サロンの認定

ア 現在事業者団体等で進められているサロン認定制度の実施に当たっては、少なくとも次のような消費者のサロン選択に必要な事項が備わっていることを審査し、公平な第三者機関による認定を行うことを求める。

(ア)機器や施設等のハード面での安全対策に関する事項

(イ)施術者の資格保有状況や社内教育制度、異常時の対応等ソフト面での安全対策に関する事項

(ウ)契約面での適正な対応に関する事項 □

イ 認定の基準について、消費者への周知に努めること。□

ウ 認定制度の実効性を高めるため、関係サロン事業者の事業者団体への加入促進を図るとともに、団体未加入事業者も認定を受けられるようにすること。□